

日本スポーツ法学会第四回大会は、大会テーマを『スポーツの権利性と文化性』として、一二月二一日（土）例年通り早稲田大学国際会議場において開催されます。基調講演は、大会テーマに即して、濱野吉生会員が「スポーツにおける自己決定権と契約責任」、寒川恒夫会員が「文化としてのスポーツ」と題して講演します。シンボジュウムは、福垣正浩「比較スポーツ文化論」からみたスポーツの文化性について」、小谷寛二「スポーツ・ルールの構造特性」、吉田雅子「テニス会員訴訟の現状

## 第四回大会開催の お知らせ

日本スポーツ法学会第四回大会と問題点」、湯浅道男「中高年登山ブームに対する世論の動向と問題点」の提言が行なわれます。自由研究発表は、今大会においては発表者の関係で二会場に分けて行います。

スポーツ法学の研究業績が累積されるとしたがい、研究の多様化と深化が進められ、多くの議論が沸騰するのではないかと思われます。会員のこそつての参加を期待します。又、大会終了後、懇親会（会費四〇八円を会場にて徴収予定）を開催しますので、旧交を温めていただければと思います。

## 日本スポーツ法学会 会報

第8号

发行人 伊藤 勇  
編集人 小笠原正

日本スポーツ法学会事務局  
〒105 東京都港区芝大門一丁目一八  
コスミックビル 五階

（電話） 〇三一三五七八一一二三五  
（FAX） 〇三一三五七八一一九五

## 日本学術会議

アーチなればならない諸問題がありますが、事務局が鋭意進めて参りますので会員の皆様のご協力をお願いします。

## 団体登録なる

かねて進めておりました、日本学術会議の学術研究団体登録が無事認められました。学会結成四年

## 高部会研究会報告

にしてどうにか『登録学術研究団体』となることができました。学会結成四年目にしてどうにか『登録学術研究団体』となることができましたことを会員と共に喜びたいと思います。会員のこそつての参加を期待します。又、大会終了後、懇親会（会費四〇八円を会場にて徴収予定）を開催しますので、旧交を温めていただければと思います。

三部会合同の研究会が、九六年七月二七日（土）に早稲田大学国際会議場において開催された。今回は「スポーツの権利性と文化性」と題し、中村敏雄氏（元広島大学）、緒方章宏会員（日本体育大学）、岡崎満義氏（文芸春秋）による提言が行われた。（司会・坂本重雄会員・宮内孝知会員）

中村氏は、「水泳文化における日本泳法」というテーマで、日本泳法が、水辺生活を実践的に取り

込んだ水辺文化であるのに対し、べきことを指摘した。また、スポーツ基本法の制定によって、実定たは競泳が人工的なものであり、水辺文化のごく一部にすぎないことを指摘した。また、資料として、「日本泳法各流派の分布図」、松山藩神伝流の水泳場の見取図、「山内勝重流水術聞書」、小堀流「水練早合点」、武田泰信著「練水要訣」、岩倉流水練学校のレポートなどを示しながら、日本泳法が、日本の水辺文化さらには日本文化を継承してきたものであることを示した。スポーツの文化性を考える場合に、近代泳法のような競技化され制度化されたスポーツだけでなく、日本泳法のような生活文化に根ざした身体文化にまでその視野を広げられうることが確認された。

緒方氏は、「スポーツ法学におけるスポーツ権」というテーマで、新しい人権としてのスポーツ権の確立を主張した。特にスポーツ権の憲法上の位置づけについて、スポーツ権は、自由権、社会権双方にかかる権利であつて、双方を統合するものとして十三条の個人の尊厳と幸福追求権があり、いわば複合的な権利として把握される

べきことを指摘した。また、スポーツ基本法の制定によって、実定たは競泳が人工的なものであり、水辺文化のごく一部にすぎないことを指摘した。また、資料として、「日本泳法各流派の分布図」、松山藩神伝流の水泳場の見取図、「山内勝重流水術聞書」、小堀流「水練早合点」、武田泰信著「練水要訣」、岩倉流水練学校のレポートなどを示しながら、日本泳法が、日本の水辺文化さらには日本文化を継承してきたものであることを示した。スポーツの文化性を考える場合に、近代泳法のような競技化され制度化されたスポーツだけではなく、日本泳法のような生活文化に根ざした身体文化にまでその視野を広げられうることが確認された。

岡崎氏は、「人間的スポーツとは」というテーマで、様々なスポーツマンの実像または人間的な一面を示しながら、スポーツ実践の中にある「ヒューマニズム」と「アリエティ」を表現した。たとえば、伊藤ドーピング問題、ドーハの悲劇、依田郁子の青春、神戸製鋼平尾のイギリス留学、千葉すずのオリンピックのコメント、江夏豊の大リーグ体験、双葉山の相撲求道録、三島由紀夫の実感的スポーツ論、小林秀雄のスポーツのアリティ、円谷の自殺と核家族、ユベロスによるロサンゼルス・オリンピックなど多彩な話題があつた。スポーツは、人間の感情の原形を見せてくれるものであり、また風俗や社会を映し出すものであることを示したといえる。スポーツを通して見えてくる人間性の表

出のようものが、スポーツの文化性や権利性を考えいく上での大重要な視点となると考える。

三氏には、スポーツの権利性と文化性を考える上でのそれぞれの問題提起があつたが、これらを関連つけたり、総合するかたちでの論議が深まり難かつたようと思えた。スポーツ権を検討するには、スポーツの文化性や人間性といつた価値的な側面からそれを検討するだけではなく、スポーツにかかる私的人権または人格的利益の侵害などに関する具体的な問題を通じて、個別具体的に検討をすすめることも必要であると考えた。

(齊藤健司 記)

## スポーツ基本法研究専門委員会

### 第四回研究会報告

この小委員会の報告会となつた。まず、永井憲一会员により、今後スポーツ基本法の研究ないし法案の立案をすすめていくための手順に関する小委員会での合意が報告された。スポーツ基本法案の立案においては、スポーツの実体やそれに対する行政の対応関係の情報がまだ十分ではないので、基本法という形での立案に対しては、慎重に検討するべきとしたうえで、立案のための三段階の手順を踏むべきことが示された。すなわち、第一段階は、スポーツに関する理念的な憲章づくりから作業をスタートすることである。第二段階は、具体的な問題としてどのような法律が必要か、対応できる範囲で個別的・具体的に検討することである。第三段階は、個別的・具体的な議論が深まり、様々なスポーツのあり方に関する議論が進展した段階で、最終的にスポーツ基本法の立案へと作業を進めていくことである。

前回の第三回委員会において、

スポーツ基本法の草案またはメモ

を提示するための小委員会の設置が決定されたが、今回の委員会は、九六年三月九日(土)開催された

この小委員会の報告会となつた。

まず、永井憲一会员により、今

後スポーツ基本法の研究ないし法

案の立案をすすめていくための手

順に関する小委員会での合意が報

告された。スポーツ基本法案の立

案に際しては、スポーツの実体や

それに対する行政の対応関係の情

報がまだ十分ではないので、基本

法という形での立案に対しては、

慎重に検討するべきとしたうえで、

立案のための三段階の手順を踏む

べきことが示された。すなわち、

第一段階は、スポーツに関する理

念的な憲章づくりから作業をスタ

ートすることである。第二段階は、

具体的な問題としてどのような法

律が必要か、対応できる範囲で個

別的・具体的に検討することであ

る。第三段階は、個別的・具体的

な議論が深まり、様々なスポー

ツのあり方に関する議論が進展した

段階で、最終的にスポーツ基本法

の立案へと作業を進めていくこと

である。

この永井報告を受け、代表的

なスポーツに関する憲章の検討が

行われた。はじめに、根保宣行会員が、ユネスコの体育・スポーツ国際憲章を解説した。特に、同憲章の成立過程の解説がなされた。

次に、井上洋一会员が、一九七五年のヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章および一九九二年の新ヨーロッパ・スポーツ憲章について解説した。特に憲章の課題が生涯スポーツからプロ・スポーツに拡大したことなどが示された。

おわりに、入沢充会员が、日本のスポーツ振興法と諸憲章の比較分析を行った。スポーツの概念、施策、振興、指導員、援助・補助の視点から比較検討し、結論として、スポーツ権の法的位置づけの必要性が主張された。

質疑・応答では、特にスポーツを基本的権利としてどのように位置づけるかについて活発な議論がなされた。

(斎藤健司 記)

## 第五回スポーツ基本法研究特別委員会報告

委員会が、六月二十五日(土)に本学会の新事務所となつた(株)筑波大学名誉教授で現在川村女子大学教授の山川岩之助氏により「スポーツ振興法制定の経緯」について発表が行われた。

まず、スポーツ振興法が制定されるまでの背景について言及された。第一に、各種審議会や懇談会から要望や要請があつたことが挙げられた。第二に、各種審議会から法制化が検討されていたことや、アジア大会とオリンピックの会場にささらに影響を与えたことなど

が紹介された。第三に、当時の地方の体育行政には予算と人材が不足しており、国民のスポーツ振興のために法律によるその改善の必要性があるという都道府県体育主管課長会議から要請があつたこと

が挙げられた。第三に、昭和三十三年五月、文部省内に当面の課題をオリンピックの成功とスポーツ振興法の制定とする「体育局」が設置されたことも振興法制定に影響を与えたと指摘された。

次に、実際の法制化の作業中の

日本開催の決定が振興法制定の論議にささらに影響を与えたことなどを基本的権利としてどのように位置づけるかについて活発な議論がなされた。

（森 浩寿 記）

## アンチ・ドーピング体制に関する協議会について

平成八年七月九日一六時三〇分から明治神宮に程近い岸記念体育馆において、アンチ・ドーピング体制に関する協議会の初会合がもたらされた。周知のように、国際大会ばかりか国内大会、さらには競技

のあり方について、「現行を改正する手段は、現行法が憲章のようないものであり、枠組みが決まってい

いるのであまり変化は期待できない。文部省を中心にして議論をすることが限界がある。例えばスポーツ省のような内閣直属の機関を持つ立場だったが、文部省内にも反対の意見があったという。その理由は、「スポーツは法律になじまないのでないのではないか」、「社会教育法との関係をいかに調整するか」、「私事であるスポーツに公の金を使うのか」といった点にあつた。

そうした中でスポーツ振興法は、超党派でつくる「スポーツ振興国會議員懇談会」が中心になり、社会体育の振興、振興のための助成を目的にまとめられ、議員立法のかたちで国会に提出されて成立了。

こうして制定されたスポーツ振興法であるが、中身は文部省がそれまでに行ってきたことを全て網羅する内容・形式であつたと指摘された。新しい点として、国及び地方公共団体にスポーツ振興施策を明示させることや、国の補助のもとに、施設の充実や講習会などの事業を行うことなどが挙げられた。

外でもドーピング検査が行なわれるようになつてきたが、JOCや日本体協の取組みが実らず、諸外国に比べスポーツ関係者のドーピングに対する認識や知識が不足しているため、ジュニアからオリンピック選手まで薬物に汚染される危険が高まっている。このため積極的・効果的な体制を作るための検討を行なおうというのである。

主催者（JOC）の挨拶のあと委員（あるいは代理人）の紹介があつた。青木純一郎（順天堂大）、浅野真（病院長）、植木真琴（三義化學）、太田章（早大）、大畠襄（慈恵医大）、川原貴（東大）、河野一郎（筑波大）、黒田善雄（日女体大）、滝沢康二（日体大）、田丸博一（プロスポーツ協会）、帖佐寛章（エアロスポーツセンター）、塚越克己（日体協）、辻居幸一（弁護士）、永島惇正（学芸大）、西田善夫（NHK）、久野猛（日比谷高）、真野高一（日大）、武藤芳照（東大）、綿井永寿（日体大）、佐藤千春（朝日大）のほか、オブザーバーとして文部省のスポーツ課の関係者が出席した。座長となつた黒田は、選手の健康を守り、アンフェアな行為や勝

利至上主義を是正するには、ドーピング検査を広く実施することが望ましいが、費用がかかるため、検査数は、二七のIOC認定検査機関のうち下から数えたほうが早い点を指摘、国の援助の必要性を強調した。この後、川原が進行役として、「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」、「アンチドーピングに関する国内プログラム・モデル」とこの「拡大ガイドライン」を紹介し、調整機関を設けるよう提言した。

理由として、ドーピングの実態に即した施策をとるためには各団体のデータと情報が集まる場所が必要であり、IOCやIFの動向に機敏に対応できるようになるし、団体内の違反事実のもみ消しのような不正を抑制し、公正かつ適切な制裁を行なうよう指導できると述べた。また、事情聴取の手続き、救済のための上訴制度や審理手続きを整備する方向に導き、競技者を保護できるし、積極的な取組みによって、検査機関のIOCの認定を維持し、国際大会の招致を得る、という点も挙げた。そこで、

国内調整機関のあり方を検討する部会と、国内団体のアンチ・ドーピングの組織や規則、オリンピック代表や強化選手の実態、強化スケーリングなど、調査する部会を設けることにし、この成果を一段取りが取り決められた。

（佐藤千春 記）

## 第二回理事会事要録

九六年四月二〇日 早稲田大学  
出席者：伊藤会長、濱野副会長、  
井上・小笠原・及川・菅原・千葉  
永井・萩原・山田・湯浅・森川理事、  
事務局長、小林・鈴木・野中事務  
局員

**第一議題** 一九九六年一二月二一日、早大国際会議場における「第四回大会集中テーマに関する件」

第一回議題 一九九六年一二月二一日、早大国際会議場における「第四回大会集中テーマに関する件」では、集中テーマを「スポーツの科学、の順で希望することとした。

**第二議題** 「合同部会研究会開催に関する件」では、例年通り七月二二日（土）早大国際会議場において開催することとし、今年度大会テーマに即して提言者を会長、副会長、事務局長、三部会長で原案を作成することとした。

その他では、「学会事務所に関する件」が話し合われ、都合により学会事務所を東京女子体育大学から、体育施設出版に移すこととし、小笠原事務局長が交渉に当たることとした。次に、日本体育協会から菅原事務を通じて月刊「指導者のためのスポーツジャーナル」

誌よりの原稿依頼について協議した。会員が分担執筆し協力することになった。原稿分担は次回決定することとし、第三回理事会を六月十五日（土）午後二時より新事務所で行うことを決定して閉会した。

することとした。

第三議題 「学会新事務所について」は事務局長の交渉により、

「一〇五 東京都港区芝大門一  
二一八コスミックビル五階」に決

定し、契約書を交わすこととした。

第四議題 「日本学術会議団体

登録について」では、五月十四日

づけ申請がなされたことが小笠原

事務局長から報告了承された。

第五議題 「日本体育協会より

の執筆依頼について」は、執筆分

担が原案どおり承認された。

第五議題 「日本体育協会より

の執筆依頼について」は、執筆分

担が原案どおり承認された。

第六議題 「年報三号について」

では、書評を、関・唐木編『スポ

ーツは誰のため』—宮内孝知（早

大）、『スポーツ法入門』—越路

正己（大東文化大学）が担当する

こととなつた。

その他では、「E.U.スポーツ判

決」について高橋雅夫会員が執筆

し、年報三号へ収録することとし

た。また、日本オリンピック委員

会「ドーピング委員会」に佐藤千

一部佐藤千春、第二部佐々木光明、  
懇親会—森川貞夫、大会全体の記

録（会報への報告）—佐々木光明。  
第二議題 「合同部会研究会に

ついて」、提言者を中村敏雄（元広島大学教授）、緒方章宏（日体大教授）、岡崎満義（文芸春秋編集局長）とし、座長（司会）を坂本重雄、宮内孝知両会員にお願い

とを決め閉会した。

## 第四回理事会議事録

### 紀要集後記

ル』誌の執筆者が一部変更になつたことが報告了承され、次回理事会を一一月一六日（土）午後二時より早稲田大学で開くことを決定し閉会した。

九六年九月二一日 早稲田大学

出席者：伊藤会長、濱野副会長、

及川・小笠原・菅原・千葉理事、

小林・齊藤・高橋・野中事務局員

第一議題 「新入会員・退会会

員に関する件」では、那須弘平氏

（弁護士）、川井圭司氏（同志社

大学大学院）の入会と、唐木国彦

氏（死亡）、藤吉和史氏（都合）

の退会を了承した。

第二議題 「大会に関する件」

では、まず自由研究発表について

提言がなされ、これを了承した。

これにより、本年度の大会は午前

中に自由研究発表を二部会制で行

うことと了承した。

第三議題 「年報に関する件」

では、森川年報委員長が欠席のた

め、小笠原事務局長より現在まで

の進捗状況の報告がなされた。

第四議題 「その他」では、本

学会が『日本学術会議団体登録』

が無事認められたことの報告、『

指導者のためのスポーツジャーナリズム』誌の執筆者が一部変更になつたことが報告了承され、次回理事会を一一月一六日（土）午後二時より早稲田大学で開くことを決定し、局宛にお送り下さい。今後の参考にさせていただきます。

（N）

## 『指導者のためのスポーツジャーナル』

「スポーツと法律」（10－20回連載）  
平成8年10・11月合併号（11月10日発売）より

1.	「スポーツと法律」連載をはじめるに当たって	伊藤 勇
2.	スポーツの概念	寒川 恒夫
3.	文化としてのスポーツ	寒川 恒夫
4.	スポール法の性格と体系	小笠原 正
5.	スポーツとルール	小谷 寛二
6.	スポーツマンシップ、アマチュアリズム、フェアプレイ、森川 貞夫	
7.	権利としてのスポーツ	永井 憲一
8.	スポーツ権の法的性格	松元 忠士
9.	諸外国のスポーツ法 イギリス	中村 祐司
10.	アメリカ	井上 洋一
11.	フランス	斎藤 健司
12.	ドイツ	小林 真理
13.	EU	高橋 雅夫
14.	日本 スポーツ振興法	森川 貞夫
15.	日本 スポーツ行政	諏訪 伸夫
16.	国際スポーツ法 オリンピック	永石 啓高
17.	スポーツ団体と競技者	佐藤 千春
18.	スポーツと契約	浦川 道太郎
19.	スポーツ事故 刑事責任	佐々木 光明
20.	民事責任	菅原 哲朗
21.	教育とスポーツ事故	根保 宣行

※ 掲載者が変わる場合もございます